

深谷市・寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

平成25年3月決定

1 景観地の概要

深谷市・寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地は、県北部の北武蔵台地の中央部にあり、昭和22年から入植が開始された櫛引開拓地の中に位置する。

ここは、北東から南西に向けて帯状の樹林地が幾筋も走り、これと農地とが交互に配置され、この土地独特の景観を昔ながらに留めている。樹林帯は、入植以来、家屋や耕作地を荒天の被害から守る防風林として、人々の生活と密接な関係を有してきたため、これを保護育成しようとする地元の意識は一般に高く、このことが、豊かな緑を保ち続けている大きな要因となっている。

なお、樹種は、開拓当時にはヒノキ、スギ、アカマツ等が主であったが、現在はクヌギ、ナラ等が多くなっている。

基盤の目状に広がる耕作地に沿うように分布している樹林と、それに平行して水路が引かれている様は、埼玉県では他に類を見ない景観である。

2 自然環境等

この地域の植物は、クヌギ、コナラ、ヤブツバキ、アオキ等の樹林性の種やスギナ、シロザ、メヒシバ等の草地性の種がみられる。

鳥類では、周辺の農地環境を反映し、キジバト、ムクドリなど開放的な環境を利用する種が多く、樹林を中心に生息する種は少ない。

また、ニホンアマガエルなどの両生類、ニホンカナヘビ、アズマモグラなどの爬虫類、哺乳類が確認された。昆虫類では、ルリタテハやアオオサムシなど樹林性の種が多く確認された。

樹林や草地、水路など多様な環境がみられることから、全般的に動植物の生育・生息環境として良好である。

3 景観地指定後の状況

この景観地は、平成元年度に旧深谷市分 17.81ha、平成2年度に旧岡部町分 15.58ha、平成3年度に寄居町分 4.61ha の計 38ha が指定された。

緑被状況の経年変化を見ると樹林地は平成2年度の 36.15ha から平成18年度には 33.72ha とやや減少傾向にある。一方で草地、裸地等が増加傾向にあり、樹林地が転換したものと考えられる。

土地所有者と埼玉県で締結している緑の管理協定の状況については、平成23年度で 33.04ha であり、指定地に対し 86.95% (樹林地に対しては 97.98%) となっているため、高い水準で保全が図られていると判断できる。

これは、開拓地という歴史的背景が所有者に「次の世代に引き継ぐために保全をすべきもの」として意識付けがされているためと考えられる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

自然環境保全の機能、防災・環境負荷軽減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能など、緑地が有する様々な機能が発揮されるとともに、歴史的・文化的な財産として次世代へ引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図り、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

(2) 緑の再生・維持管理

樹林地の適切な維持管理や荒廃した樹林地の再生など、土地所有者や地域住民等と協働した取組を進めていく。

(3) 緑との共生

樹林地を、憩いの場として安らげる地域住民共有の財産として保全する仕組みを拡大させ、緑豊かな地域づくりを住民とともに進めていく。

5 区域設定

緑の保全・再生区域

各々の樹林帯とその周辺部の農地等を骨格軸として、風害軽減機能や景観形成機能などが発揮されるとともに、多様な生物の生息空間とするため、全域を緑の保全・再生区域とする。

6 施策方針

緑の保全・再生区域

① 緑の保全

当地域独特の良好な景観を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）を行うとともに、必要に応じ土地の買取り等の施策を展開していく。

【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**

土地所有者による緑地保全を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。

- ・ **保全する緑地の公有地化**

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と市町が協力して行う身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

- ・ **(仮称) 水と緑のまちづくり基金**

水と緑の自然環境を保全、創出するために、例えば、寄居町において創設を検討している「(仮称) 水と緑のまちづくり基金」など、市町の新たな取組との連携を検討する。

- ・ **希少野生生物の保全**

豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施し、希少野生生物の生息状況の把握に努める。

② **緑の再生・維持管理**

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みを行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃などの荒廃した樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、関係機関と連携を図りながら実施していく。

【手法の例示】

- ・ **市民団体等との連携**

適切な維持管理を行っていくために住民や NPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。

- ・ **協定制度等の活用**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度(里の山守制度)」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地制度」の活用を検討する。

- ・ **維持管理に伴う支援**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用した景観地の維持管理事業の支援を行う。

- ・ **ゴミ投棄等への対応**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

③ **緑との共生**

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、緑地や施設を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用するとともに、地域資源として活用を図る。

【手法の例示】

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

市民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察

会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ・ **「ふかや緑の王国」との連携**

景観地南部にある「ふかや緑の王国」との連携を深め、住民が気軽に緑の活動に参加できる取組を推進する。

- ・ **緑の観光資源としての活用**

当景観地を含めた深谷市及び寄居町内の緑を、人と自然、地域の調和と活力を生み出す緑としてとらえ、公園や社寺境内地などの施設緑地等とともに緑の観光資源としての活用を検討する。

深谷市・寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地 保全計画区域図

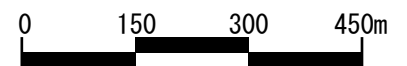
深谷市櫛挽ふるさとの緑の景観地(2) <旧岡部町>

寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地

深谷市櫛挽ふるさとの緑の景観地(1)

凡 例

A シラカシ・ケヤキ群落	G マテバシイ植林	M ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落	1 植栽樹群	7 建造物・コンクリート地
B クヌギ・コナラ群落	H ヤマグル群落	N ヨモギ群落	2 苗圃	市町界
C ムクノキ・エノキ群落	I アズマネザサ群落	O メヒシバ・エノコログサ群落	3 人工草地	景観地指定地
D ハリエンジュ群落	J ススキ群落	P イヌビエ群落	4 畑地	緑の保全・再生区域
E モウソウチク・マダケ群落	K クズ・カナムグラ群落	Q イヌムギ群落	5 緑の多い住宅地	
F スギ・ヒノキ植林	L オオバタクサ群落	R オヒシバ群落	6 人工裸地	



(深谷市 櫛引・櫛挽、寄居町 用土)